

## 第5回ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会

日時： 11月12日（水） 16：00～18：00

場所： 環境省第2会議室（中央合同庁舎第5号館・23階）

### 議事次第

#### 1 事業について

- (1) 包括的に意見を聴取した事項の持ち回り確認結果について
- (2) 申請、分析及び手帳交付状況について
- (3) 申請・分析結果に基づく要検討事例について

#### 2 本事業における茨城県実施要領等について

#### 3 ジフェニルアルシン酸の健康影響に係る治療方針について

#### 4 飲用井戸の上水道への転換についての現状と促進状況について

#### 5 その他

第5回ジフェニルアルシン酸に係る  
健康影響についての臨床検討会

資 料

## 包括的に意見を聴取した事項の持ち回り確認結果について

1 10月16日に臨床検討会の各委員に持ち回り確認を依頼しました、以下の「第2回臨床検討会において包括的に意見を聴取した事項」については、全委員から包括的に意見を聴取した事項として整理することの了解を得ましたので報告します。

### <第2回臨床検討会において包括的に意見を聴取した事項>

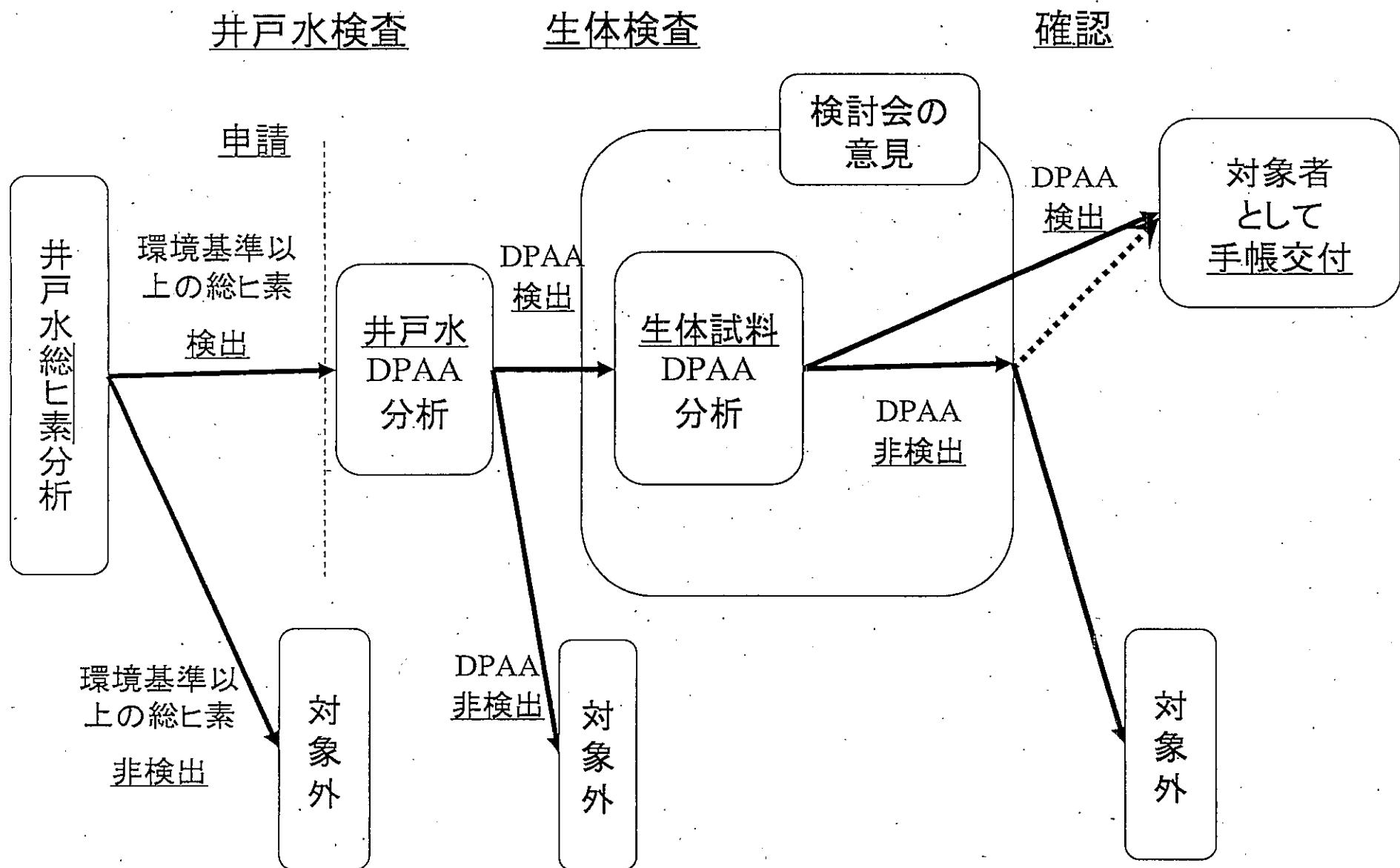
- (1) 国立環境研究所の分析によって、飲用井戸水からジフェニルアルシン酸が検出されなかつた者については、ジフェニルアルシン酸に汚染された井戸の水を飲用していないと認められるので、個別に検討会に諮ることなく、環境省が医療手帳交付対象者でないことの確認を行う。
- (2) 環境省が検討会の意見を聴いて別に定めた方法により採取した生体試料から、国立環境研究所の分析によってジフェニルアルシン酸が検出された者については、ジフェニルアルシン酸の暴露が認められるので、個別に検討会に諮ることなく、環境省が医療手帳交付対象者としての確認を行う。

2 上記の包括承認事項(2)に基づき、茨城県から環境省に申請者の生体試料から新たにジフェニルアルシン酸が検出された旨の報告があった件について、以下のとおり医療手帳を交付しています。

医療手帳交付日	交付対象者数	累計
10月23日	14人	75人
10月28日	10人	85人

# 茨城県神栖町緊急措置事業対象者確認までの流れ

平成15年7月(確認後)  
環境省環境保健部



## 緊急措置事業の実施に関する課題と考え方（案）

茨城県保健予防課

## 1 健康診査について

区分	ジフェニルアルシン酸に係る医療を受けている者	ジフェニルアルシン酸に係る医療を受けていない者
受診依頼通知	保健予防課より本人に対し通知（潮来保健所経由）すると共に、主治医に対して結果を報告するよう依頼	保健予防課より本人（潮来保健所経由）及び実施医療機関へ依頼
受診日程調整	主治医が本人と調整	潮来保健所が本人及び医療機関と調整
受診実施通知	—	調整結果を保健予防課より本人（潮来保健所経由）及び実施医療機関に通知
交通手段	本人が確保（療養手当）	必要に応じ潮来保健所が確保
検査費用	保険診療（自己負担分公費負担）	健康診査（自己負担分公費負担）
結果報告	主治医より保健予防課に報告（環境省へ回付）	医療機関より保健予防課に報告（環境省へ回付）
結果通知	—	保健予防課より本人に通知（潮来保健所経由）
結果説明	主治医より本人に説明	潮来保健所が調整し、担当医が本人に説明

## (1) ジフェニルアルシン酸に係る医療を受けている者に対する健康診査

緊急措置事業の健康診査について、健康管理調査対象者及び健康管理調査対象者を除く医療手帳交付者で、ジフェニルアルシン酸に係る医療を受けている者は、検査を保険診療で行い、主治医はその結果を茨城県保健福祉部保健予防課（以下「保健予防課」という。）に報告する。

この場合は、検査実施日、検査内容等は主治医と調整し、交通手段は受診者自らが確保して実施医療機関へ行くものとする。

治療に係る検査結果については、主治医よりその所属する実施医療機関の情報開示の原則に従って、治療対象者に提供するとともに、緊急措置事業に規定された検査の結果については、保健予防課が報告を受け環境省環境保健部企画部特殊疾病対

策室（以下「特殊疾病対策室」という。）へ回付する。

(2) ジフェニルアルシン酸に係る医療を受けていない者に対する健康診査

緊急措置事業の健康診査について、健康管理調査対象者及び健康管理調査対象者を除く医療手帳交付者で、ジフェニルアルシン酸に係る医療を受けていない者は、検査を健康診査として行い、実施医療機関はその結果を保健予防課に報告する。

この場合は、茨城県潮来保健所が、健康診査日、交通手段を調整し、実施医療機関の医師は、受診時に緊急措置事業による検査についての説明を行い、検査を実施する。

また、治療については、検査結果が判明した後、実施医療機関の医師が治療について十分な説明を行い、受診者の希望を聞き同意を得たうえで開始する。

緊急措置事業で行われた健康診査に係る結果については、保健予防課が緊急措置事業に係る健康診査実施要領等に基づき、実施医療機関から報告を受けるとともに、特殊疾病対策室へ回付する。また、手帳交付者に通知するとともに、個別の結果説明を実施する。

2 治療についての扱い

項目	治療法	治療機関	医療費	交通費
対応機関 ・対応内容	環境省・調査研究班	指定医療機関	保険診療（自己負担分は公費負担）	療養手当から

- ・ 治療法については、ジフェニルアルシン酸等の健康影響に関する調査研究班で検討し、臨床検討会に報告するとともに、臨床検討会で検討内容について評価する。
- ・ 治療機関については、緊急措置事業に係る指定医療機関とする。指定医療機関の指定については、ジフェニルアルシン酸の健康影響に関する知見が今のところないので、茨城県が環境省臨床検討会と連携が可能な病院を指定する。
- ・ 医療費については、保険診療で行い、自己負担分を公費負担する。受診者は、実施医療機関（担当医）と連絡をし、治療の日程を決める。
- ・ 通院に係る交通費については、療養手當の中でみるため、茨城県は交通手段の確保は行わない。
- ・ 治療効果を判定するための血液中及び尿中のジフェニルアルシン酸測定については、一般の検査機関で測定できるものではないため、茨城県が採血、採尿、処理、搬送等について実施医療機関と、また測定、検体の保管等について（独）国立環境研究所と契約を結び、円滑に治療ができるよう調整を行う。

## 緊急措置事業に係る健康診査実施要領（案）

### （目的）

第1 この要領は、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱（平成15年6月6日環保企発第030606004号、以下「緊急措置事業要綱」という。）に基づき、神栖町においてジフェニルアルシン酸に曝露したと認められた者に対して、健康診査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （実施主体）

第2 健康診査の実施については、茨城県が環境省から委託を受けて実施するものとする。

### （対象者）

第3 健康診査の対象者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 緊急措置事業要綱に基づく医療手帳の交付者であって、著しくジフェニルアルシン酸の曝露を受けた者（以下「健康管理調査対象者」という。）。
- (2) 緊急措置事業要綱に基づく（1）以外の医療手帳の交付者（以下「医療手帳交付者」という。）。

### （医療機関）

第4 健康診査の実施医療機関は、次の各号のとおりとする。

- (1) 筑波大学附属病院
- (2) 茨城県立こども病院
- (3) 茨城県立こども福祉医療センター

2 健康診査は、茨城県が実施医療機関に委託し実施するものとする。

3 茨城県は、必要に応じ環境省と協議のうえ、実施医療機関を追加することができるものとする。

### （受診方法）

第5 健康管理調査対象者で治療を受けている者については、次の各号による。

- (1) 受診については、茨城県保健福祉部保健予防課（以下「保健予防課」という。）が健康診査受診依頼書（様式第1号）に準じて受診者へ通知する。
- (2) 保健予防課は、主治医に対してその結果を報告するよう依頼する。
- (3) 主治医は、臨床検討会で決められた健康診査項目に基づく直近の検査結果を、健康診査状況報告書（様式第5号）に準じて保健予防課に報告する。

2 健康管理調査対象者で治療を受けていない者及び医療手帳交付者の受診方法については、次の各号による。

- (1) 受診予定日については、保健予防課が健康診査受診依頼書（様式第1号）により受診者へ通知し、その旨連絡を受けた茨城県潮来保健所（以下「潮来保健所」という。）が実施医療機関と調整し、その結果を健康診査実施依頼書（様式第2号）により、実施医療機関へ通知する。
- (2) 受診予約の取りまとめについては、潮来保健所が行い、受診予約の確定後、健康診査調整済通知書（様式第3号）により医療機関へ、また健康診査受診通知書・受診券（様式第4号）により受診者へ通知する。

- (3) 潮来保健所は、受診者の利便性を考慮し、必要に応じて交通手段の措置を講じる。
- 3 医療手帳交付者で治療を受けている者については、次の各号による。
- (1) 受診については、保健予防課が健康診査受診依頼書（様式第1号）に準じて受診者へ通知する。
  - (2) 保健予防課は、主治医に対してその結果を報告するよう依頼する。
  - (3) 主治医は、臨床検討会で決められた健康診査項目に基づく直近の検査結果を、健康診査状況報告書（様式第5号）に準じて保健予防課に報告する。
- 4 対象者が氏名又は住所を変更した場合は、氏名等変更届出書（茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業実施要領中様式第9号）を保健予防課へ提出し、保健予防課が受診についての調整を行う。

（診査項目及び方法等）

第6 診査項目及び方法については、次の各号に定める内容により行う。

- (1) 問診  
問診は、一般的な健康状態について聴取する。
  - (2) 神経内科診察  
神経内科診察は、神経内科専門医により、神経学的検査を実施する。
  - (3) 耳鼻咽喉科診察  
耳鼻咽喉科診察は、平衡機能検査を実施する。
  - (4) 小児神経発達検査  
小児神経発達検査は、知能検査及び発達検査を実施する。
  - (5) ジフェニルアルシン酸検査  
ジフェニルアルシン酸検査のため医療機関が採取した人検体（尿、血液、毛髪又は爪）については、別に定める「ジフェニルアルシン酸に係る検体サンプリングマニュアル」に基づき必要な処理を行った上で、速やかに（独）国立環境研究所へ送付する。
  - (6) 脳血流シンチ検査  
脳血流シンチ検査を行う。
  - (7) MR I 検査  
MR I 検査を行う。
  - (8) 脳波検査  
脳波検査を行う。
  - (9) 甲状腺機能検査  
甲状腺機能検査は、小児についてのみTSH、Free-T<sub>3</sub>、Free-T<sub>4</sub>の血液中濃度を測定する。
- 2 小児が脳血流シンチ検査、MR I 検査及び脳波検査を受ける場合は、必要に応じて睡眠薬を投与して、眠らせたうえで検査を行う。
- 3 対象者の健康診査項目及び回数については、臨床検討会で決められたものに基づき、環境省環境保健部特殊疾病対策室（以下「特殊疾病対策室」という。）と保健予防課が協議して決定するものとする。

（診査結果の報告）

- 第7 実施医療機関は、健康診査の結果について、健康診査状況報告書（様式第5号）により保健予防課へ報告する。
- 2 保健予防課は、毎月の結果をとりまとめて健康診査結果報告書（様式第6号）により特

殊疾病対策室へ報告する。

(診査結果の通知等)

第8 茨城県は、健康診査の結果について、健康診査結果通知書（様式第7号）により対象者（子どもの場合は、保護者）へ通知するとともに、連絡を受けた潮来保健所は、治療を受けていない者について、健康診査担当医の協力を得て年に1回程度の健康相談を実施する。

2 治療を受けている者については、別途、主治医から結果説明を受ける。

(記録の整備)

第9 保健予防課は、健康診査の結果について、健康管理のため、個人票を作成し、健康診査の受診状況・結果等について記録する。

(結果等の情報管理)

第10 環境省、環境省の設置する研究班、保健予防課、実施医療機関及び（独）国立環境研究所は、診査結果等の情報管理にあって、診療情報の提供等に関する指針（平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知）及び茨城県情報公開条例（平成12年3月28日茨城県条例第5号）を遵守して行う。

2 環境省、環境省の設置する研究班、保健予防課、実施医療機関及び（独）国立環境研究所が診査結果を緊急措置事業要綱の目的に沿った調査研究で使用する場合は、倫理委員会の承認を得る。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、保健予防課長が別に定める。